

入 札 説 明 書

沖縄基地隊の**施設修繕／便所床等補修（沖縄基地隊）**に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和 8 年 10 月 14 日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 海上自衛隊沖縄基地隊本部 経理科長 平山 賢一
〒904-2314 沖縄県うるま市勝連平敷屋 1 9 2 0

3 工事概要

(1) 工事名 **施設修繕／便所床等補修（沖縄基地隊）**

(2) 工事場所 **沖縄海洋観測所**

(3) 工事内容及び工事範囲 仕様書のとおり。

(4) 工期 **令和 9 年 3 月 1 9 日**まで。

(5) 使用する主要な資機材 仕様書のとおり。

(6) その他

ア 本工事は、資料提出及び入札等を紙入札方式により行う工事である。

(ア) 受付窓口 〒904-2314 沖縄県うるま市勝連平敷屋 1920

海上自衛隊沖縄基地隊本部経理科

(イ) 受付時間 午前 8 時 00 分から午後 4 時 45 分まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

イ 代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札及び契約心得による。

ウ 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(7) 本工事は、現場閉所により週休 2 日を確保する「週休 2 日制工事（現場閉所型）」の対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が 4 週 8 休（28.5%（8 日／28 日））以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休 2 日の考え方は、以下のとおりである。

ア 月単位の週休 2 日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休 2 日とは、現場施工期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工場制作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

オ 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**建築一式**」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「**建築一式**」に係る等級がD等級以上であること。

(5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、**建築一式工事**を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7) 次の基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 主任技術者は、建築一式工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者であること。

イ 平成 18 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者であること（原則、着工から完成まで従事している。）。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第 150 号。28.3.31（以下「指名停止措置要領」という。））に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 3 (1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(12) 暴力団関係業者の排除

ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

5 設計業務等の受注者等

4 (9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。

- (1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

〒904-2314 沖縄県うるま市勝連平敷屋1920

海上自衛隊沖縄基地隊本部経理科

TEL 098-978-2342 (内線：246)

FAX 098-978-2178

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア 提出期限：令和8年11月16日(月)まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。

イ 提出方法：持参することとし、郵送（書留郵便に限る。）による場合は前日の午後4時00分までに提出すること。

ウ 提出場所：6に同じ。

- (2) 申請書は、別紙様式第1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、アの実績及びイの経験については、平成18年度以降公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施

工実績」（別紙様式第2）に記載する工事及び「配置予定の技術者」（別紙様式第3）に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、別紙様式第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙様式第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとする。

ウ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

エ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙様式第4に記載すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は申請時に提出された返信用封筒により、通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先は上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和8年11月16日(月) 午後4時45分

イ 提出場所：上記6に同じ。

ウ 提出方法：書面（様式は自由）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により

回答する。

9 入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期限：令和8年11月16日(月)まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。

イ 提出場所：上記6に同じ。

ウ 提出方法：書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおりとする。

ア 期間：令和8年11月20日(金)まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。

イ 場所：上記6において閲覧に供する。

10 入札方法等

(1) 入札書は、紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札書の提出期間、提出場所等

ア 提出期間：令和8年11月30日(月)まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。郵送（書留郵便物に限る。）による場合は前日の午後4時00分まで。

イ 提出場所：上記6に同じ。

ウ 提出方法：入札書（別紙様式第5）、工事費内訳明細書（表紙（別紙様式第6）、明細書（別紙様式第7））及び積算内訳（様式適宜）を各々封筒に入れ、封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等（書留郵便に限る。）により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付 金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 海上自衛隊沖縄基地隊）をもって契約保証金の納付に代えるものとする。また、公共工

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 1（予決令第 86 条の調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3）以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を持参又は郵送等（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した工事仕様書に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、各工事費の明細書について、交付した工事仕様書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載した積算内訳（様式適宜）を添付するものとする。

イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名を必ず押印する。表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間：10(2)アに同じ。

イ 提出場所：上記 6 に同じ。

ウ 提出方法：10(2)ウを参照。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：令和 8 年 1 2 月 2 日(水) 午前 1 1 時 0 0 分

イ 開札場所：海上自衛隊沖縄基地隊本部 入札室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- (3) 入札参加者は、1 回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) 第 1 回目の開札に立ち会わない場合で、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとする。
- (5) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。

14 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 現場説明書及び入札及び契約心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて 4 に掲げる資格のない者のした入札
- (2) (1) の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1) の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が沖縄基地隊で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4 (7) に定める要件と同一の要件（4 (7) イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

- (1) 65 点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又

は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 契約書作成の要否 要

18 火災保険付保の要否 否

19 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間：8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日以内まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時00分から午後4時45分までに行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

20 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

21 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札及び契約心得を熟読し、入札心得書を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合